



横浜市立六浦中学校

いじめ防止基本方針

2014年(平成26年)3月25日策定 (2022年(令和4年)4月26日改定)

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義【いじめ防止対策推進法第二条より】

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているもの。」

補足① 一定の人的関係とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級・部活動や塾・地域スポーツクラブなど、当該児童生徒との何らかの人間関係を指します。

補足② いじめの具体的な例（態様）として

- 冷やかしからい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる → 脅迫、名誉毀損、侮辱
- 仲間はずれ、集団による無視 ※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする → 暴行
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする → 暴行、傷害
- 金品をたかられる → 恐喝
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする → 窃盗、器物破損
- いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする → 強要、強制わいせつ
- ネット上で、誹謗中傷やいやなことをされる → 名誉毀損、侮辱

(2) いじめ防止等にむけての基本的な認識・理念

■ 「いじめは、いつでも誰にでも起こり得る」

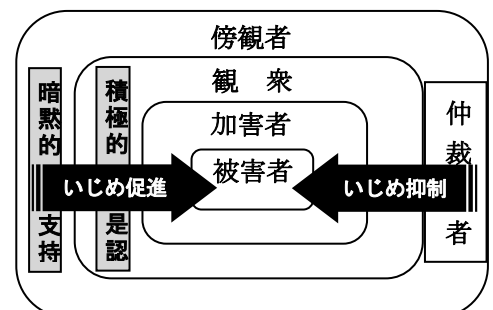
右は有名な森田洋二氏の「いじめ集団の四層構造」(1985)です。学校(教室)を舞台として「被害者」「加害者」を取り巻く「観衆」=自分では直接手を下さないが周りで面白がり、時にははやし立てるなど積極的にいじめを是認している層と「傍観者」=いじめを見ながら知らぬふりを装っていじめを暗黙的に支持している層からなっていると指摘しました。

また、国立教育政策研究所いじめ追跡調査(2013)によれば、小4～中3の6年間での被害経験87.1%、加害経験87.3%となっています。

■ 「いじめは、人間として絶対に許されない最も身近で深刻な人権侵害行為である」

*いじめは、時に被害者に深刻なダメージを与え、命にかかわる重大な結果をもたらす場合があります。

■ 「いじめは、潜在化しやすくアンケート調査や教育相談だけでは見落とす可能性がある」



《いじめ防止等の対策に関する基本理念》

全ての子どもは、かけがえのない存在である。この六浦を、社会を担う大切な存在である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いである。豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識する。また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現「夢」を目指して伸び伸びと生活することができる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような基本的人権を無視するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失う。それはいじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

(3) いじめを防止するための基本的な方向性

■「未然防止」から「早期発見」「早期対応」

○定期的な教育相談やアンケート調査の実施、いじめを見逃さないための体制強化

○教職員の人権意識の醸成を目指した校内研修の実施など

いじめの「早期発見」「早期対応」に向けて重点的な取組を行い、一定の効果を上げてきました。今後も、「未然防止」の観点重視し、小中一貫ブロック（六浦小・瀬ヶ崎小）が一体となり、一人ひとりの児童生徒の自己有用感・人権意識・規範意識を育成するとともに、「集団の正義」を確立するための自治的な学級・学校風土づくりなどを研究・推進していきたいと考えています。

【本校の状況（「全校いじめアンケート」から抜粋）】

Q あなたの周りに困って悩んでいたたり、いじめで苦しんでいる人がいると思いますか。

[2021.12 実施] ・いる (5.6%) ・いない (90.2%) ・未回答 (4.1%)

2 組織の設置及び組織的な取組

(1) 六浦中学校いじめ防止対策委員会

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため「六浦中学校いじめ防止対策委員会」を設置します。

構成員 ・ 学校長 副校長 生徒指導専任 学年生徒指導部 (教務主任) (学年主任) (養護教諭)

* 必要に応じてスクールカウンセラー (SC) スクールソーシャルワーカー (SSW) 等の参加を求めます。

運営 ・ 毎月 1 回の「六浦中学校いじめ防止対策委員会 (定例)」を行い、いじめの疑いがあった場合、ただちに「六浦中学校いじめ防止対策委員会 (緊急)」を開催します。
 ・ 管理職のリーダーシップの下、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保存し、進捗の管理を行います。

(2) いじめ防止対策委員会の役割・活動内容等

役割 ・ いじめの未然防止・早期発見・事案対処、記録、取組の検証に関する組織的かつ実効的な中核の役割を担います。

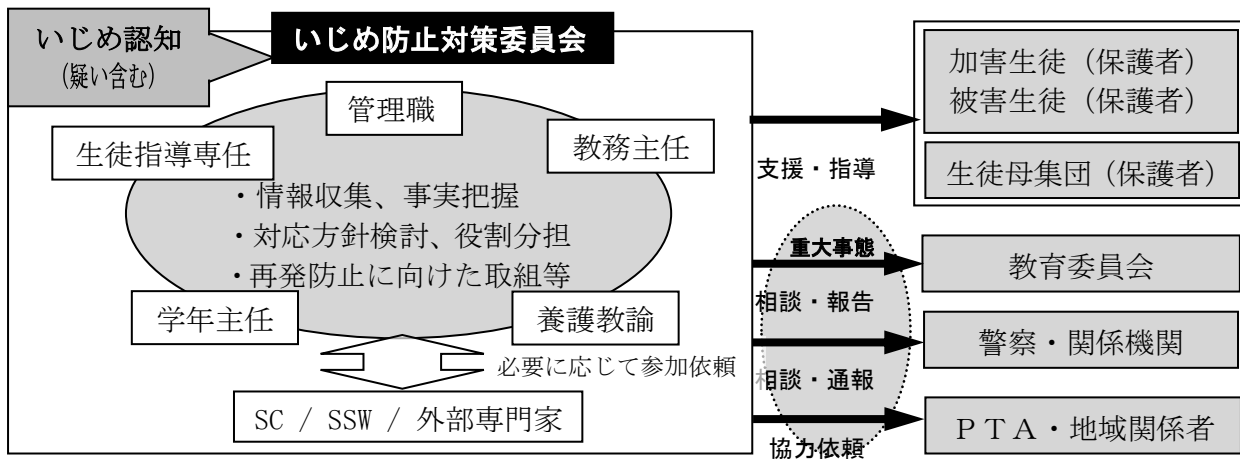
●取組の検証 (PDCA)

- ・ 学校いじめ基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証 (点検)・修正 (見直し)
- ・ 校内研修の企画・運営

●未然防止

- ・ いじめの未然防止のために、いじめの起きにくい・いじめを許さない学級風土、環境づくり
- ・ 六浦中学校いじめ防止対策委員会の存在および活動の生徒・保護者への周知

●早期発見・事案対処



- ・ いじめの相談・通報窓口を設置します。
- ・ いじめ (疑いも含む) に関する情報や問題行動等に係る情報の収集、記録、情報共有をします。
- ・ アンケート調査・聞き取り調査の実施などによる事実関係の確認をします。
- ・ 正確な事実把握、当事者への適切な支援・指導を行い「人間関係の再出発」を促します。
- ・ 母集団等 (観衆・傍観者) に対しても問題提起し、「集団の正義」の確立を図り再発防止を促します。
- ・ いじめが犯罪行為と認められる場合や児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合には、直ちに教育委員会・警察へ報告・通報します。
- ・ また、重大事態が発生したときには、「再発防止」も視野に入れた調査を行い、いじめを受けた生徒や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を報告します。

3 いじめ未然防止・早期発見・事案対処のための取組

(1) 「未然防止」の取組

- ・人権教育の推進：小中一貫ブロックの9年間で取り組む人権意識と規範意識の育成。そのためにすべての教育活動において、人権意識、人権感覚を育てます。特に、人権・道徳教育及び体験活動などの充実を図り、自尊感情と自己肯定感を向上させます。
- ・「六中6つの『あ』」の徹底：「あいさつ」「当たり前の生活」「相手意識」等の意識化・内面化
- ・コミュニケーション力向上：生徒、保護者との相談活動の充実を図り、日頃よりコミュニケーションをとり、相談しやすい雰囲気をつくります。
- ・授業改善：生徒による授業評価に基づく「わかる授業」「学力保障」の取組
- ・自己有用感の醸成：「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用（特にYPアセスメント年間2回実施）した生徒の社会的スキル育成状況の把握と改善への取組
- ・生徒が主役の学校づくり：学級（学年）・生徒会での自治的活動の推進と部活動の更なる活性化

生徒会本部役員の意見

- ・広報誌「ひらかた」で新入生へいじめについての取組を周知
- ・朝のあいさつ運動を今まで以上に笑顔で ・六中6つの「あ」の徹底（特に「相手意識」）
- ・体験的活動の重視：1年遠足、2年自然教室、3年修学旅行、地域行事参加 等
- ・人権週間での取組：人権標語の募集、「心・命・環境」に関する啓発活動など
- ・「朝のあいさつ運動」の実施：PTA・地域・関係機関と協働した取組

(2) 「早期発見」の取組

- ・いじめの定義理解等を含む「六浦中学校いじめ防止基本方針」確認のための研修（4月）
- ・いじめを見逃さない教職員の生徒に寄り添った「安心」「安全」な見守り体制づくり
- ・定期的な生活アンケートの実施（年3回）
- ・教育相談週間の設定（年3回）
- ・いじめに関する校内アンケート実施（年1回）
- ・いじめ解決一斉キャンペーン実施（全市）
- ・YPアセスメントの実施（年2回）
- ・インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進
- ・保護者・地域・関係機関との連携、朝の「あいさつ運動」による見守り（毎週火曜日）

(3) 「早期対応」いじめに対する措置の取組

いじめの疑いがあった段階で、委員会を即時開催し、組織的対応、情報共有、支援・指導を行う。ささいな兆候、懸念、生徒からの訴えを教職員一人で抱え込まず、学校の問題としてとらえ、いじめ防止対策委員会へただちに報告・相談し、組織的に対応していきます。

※取組については、(2) いじめ防止対策委員会の役割・活動内容等 ●事案対処を参照

(4) いじめの解消への取組

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。（いじめは気づきにくく判断しにくい形で行われ、継続されていくことを認識していなければならない。）解消に至る間、解消に至っても該当生徒への見守り、支援を継続していく必要性があります。

- ① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること。
- ② 本人と保護者に対して、安心して生活できていることを確認すること。

・定期的な面談活動（SC含む）・安心できる見守り活動、自己有用感回復のための活動、学級・学年風土の見直し・改善、保護者との連携・定期的な情報共有のための連絡、関係機関との継続的な連携

(5) 教職員の研修

- ・毎月、職員会議、各学年会において生徒理解（特別支援教育含む）のための研修を行います。
- ・4月当初、「六浦中学校いじめ防止基本方針」の確認、理解を深めるための研修を行います。
（法の確実な運用を行うための研修）
- ・年2回、生徒理解のための実践的な研修を行います。

(6) 取組の年間計画（令和4年度）

月	未然防止	早期発見	連携
4	教職員生徒理解研修(学校いじめ防止基本方針の確認) 学校いじめ防止基本方針の見直し	生活アンケート①	入学式(学校だより、HPなども活用)
5			家庭訪問
6		YPアセスメント①	学校家庭地域連携事業書面総会 体育祭
7	人権作文 生徒による授業評価		
8	特別支援研修	生活アンケート②	
9	情報モラル学習		
10		YPアセスメント②	六中祭
11			
12	人権週間(人権学習、人権標語) いじめ防止月間 いじめ解決一斉キャンペーン 教職員実践的校内研修	いじめアンケート(市共通)	保護者面談
1		生活アンケート③	
2			保護者懇談会 学校家庭地域連携事業(餅つき)
3	年間の振り返り		
年間	毎月:職員会議、学年会における生徒理解研修 月1回・職員会議後:いじめ防止対策委員会 HPにて、六浦中学校いじめ防止対策委員会について発信		朝の「あいさつ」運動(PTA、地域、関係機関)※5月より

次年度(令和5年度)は教育課程説明会の中で存在および活動を保護者に向けて説明します。

4 重大事態への対処

(1) 「重大事態」の定義

いじめ防止対策推進法第28条によるいじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされています。


(2) 「重大事態」の発生の報告

重大事態（疑いを含む）発生した場合、ただちに南部学校教育事務所（横浜市教育委員会）へ報告し連携して対応します。

5 組織・取組・方針の見直し

少なくとも年1回の点検と必要に応じて組織や取組などの見直しを行い、六浦中学校いじめ防止基本方針を改訂します。見直した内容については、公表します。

早期発見「いじめ」のサインを見逃さない

	学 校	おかしいなと思ったら、学校と家庭で情報共有、連携	家 庭（保護者）	
身 体	<input type="checkbox"/> 顔や身体に傷やあざができていく		<input type="checkbox"/> けがや傷を負って帰ってくる	
	<input type="checkbox"/> 身体の不調を訴える・保健室やトイレに行くことが多い		<input type="checkbox"/> 登校時に身体の不調を訴える	
	<input type="checkbox"/> 表情が沈んで暗くなる		<input type="checkbox"/> 寝付きが悪く、寝不足が続く、朝なかなか起きてこない	
表 情 や 態 度	<input type="checkbox"/> 話したがらない		<input type="checkbox"/> 急に食欲がない	<input type="checkbox"/> 急に口数が少なくなる。学校の話をしなくなる
	<input type="checkbox"/> わざとはしゃぐ（急に落ち込む）		<input type="checkbox"/> 友達のことを話さなくなる	<input type="checkbox"/> おどおどしたり、いらいらしたり、感情の起伏が激しくなる
	<input type="checkbox"/> ぼんやりした状態にいる		<input type="checkbox"/> 家族や物にあたることが多い	<input type="checkbox"/> 電話を受けた後、落ち着かない
	<input type="checkbox"/> 視線を合わせない・うつむいている		<input type="checkbox"/> 突然、友達に呼び出される	<input type="checkbox"/> 人に物を貸すことが多くなる
	<input type="checkbox"/> 笑顔が少なくなり、沈んでいる時間が多い		<input type="checkbox"/> 家からお金を持ち出す お金を頻繁に要求する	<input type="checkbox"/> そわそわして落ち着かない
行 動	<input type="checkbox"/> 登校時刻がぎりぎりである		<input type="checkbox"/> 持ち物にいたずら書きをされている	<input type="checkbox"/> お金の使い方が激しくなる
	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増える（理由を言いたがらない）		<input type="checkbox"/> 下校後、服が汚れていたり、破れている	<input type="checkbox"/> 外に出たがらない、部屋に閉じこもる
	<input type="checkbox"/> 教室に入りがたがらない・授業に遅れる		<input type="checkbox"/> ぼんやりしたり、ふさぎ込んだりしている	<input type="checkbox"/> 学習意欲が低下する
	<input type="checkbox"/> 急に学習の意欲を失う・成績が低下する		<input type="checkbox"/> 「クラスを変りたい」「転校したい」「部活をやめたい」などとこぼす	<input type="checkbox"/> 急に甘えてきたり、はしゃいだりする
	<input type="checkbox"/> 忘れ物や期限遅れの提出物が多くなる		<input type="checkbox"/> 友達関係が変化する	<input type="checkbox"/> 見覚えのない品物を持っていたり、大切にしていた物がなくなる
	<input type="checkbox"/> 当番活動や休み時間に、ぼつんと一人である場面が多い		<input type="checkbox"/> 見覚えのない品物を持っていたり、大切にしていた物がなくなる	<input type="checkbox"/> 「自分はだめだ」「死にたい」などと話す
	<input type="checkbox"/> 休み時間に、職員室や保健室の近くにいる		<input type="checkbox"/> 携帯電話やスマートフォンに連絡が頻繁に入るが出ない	<input type="checkbox"/> 携帯電話やスマートフォンに入る連絡に過剰に反応する・不安な顔をする
	<input type="checkbox"/> 特定のグループと行動するようになる			
	<input type="checkbox"/> つかいっぱしりをさせられる			
	<input type="checkbox"/> 食事を残したり、食べないことが多い			
	<input type="checkbox"/> からかわれることが多くなる			
	<input type="checkbox"/> 無視されたり、遊びの仲間には入れない			
	<input type="checkbox"/> 技を仕掛けられることがある			
	<input type="checkbox"/> 発言に爆笑されたり、くすくすされる			
	<input type="checkbox"/> 仕事を押しつけられる			
	<input type="checkbox"/> 食べ物にいたずらをされる			
	<input type="checkbox"/> 席を離される・席替えや集団行動で避けられる			
	<input type="checkbox"/> 同じ役目ばかりさせられる			
	<input type="checkbox"/> 学級の仕事や部活などを突然やめるなどと言い出す			
	<input type="checkbox"/> 学習道具を出さない（出せない状況がある）			
	<input type="checkbox"/> レク等のとき、特定の生徒の失敗に避難が激しくなる			
	<input type="checkbox"/> 遊んでいる中で特定の生徒に不利な役ばかりが回る			
	<input type="checkbox"/> 一人であることが多い			
	<input type="checkbox"/> 集中して攻撃される			
	<input type="checkbox"/> 1人だけからかわれている・何かさせられる			
<input type="checkbox"/> 発言に対して冷やかしかしやじを飛ばされる・無視される・周囲がざわつく				
<input type="checkbox"/> 発言を強要される				
<input type="checkbox"/> いつまでも残っている、あわてて帰る				
持 ち 物	<input type="checkbox"/> 紛失物が多くなる			
	<input type="checkbox"/> 持ち物が隠される			
	<input type="checkbox"/> 持ち物や掲示物にいたずら書きが増える			
	<input type="checkbox"/> 必要以上のお金を持っている			
服 装	<input type="checkbox"/> 名前やあだ名の落書きが多くなる			
	<input type="checkbox"/> 服や汚れたり破れたりしている			
	<input type="checkbox"/> ボタンが取れている			
	<input type="checkbox"/> 服に靴の踏みあとがついている			

いじめている側のサイン

<input type="checkbox"/> 暴力的な言動が目立つ	
<input type="checkbox"/> 金銭の使い方が派手になる	
<input type="checkbox"/> 時間にルーズになる	
<input type="checkbox"/> 普段持っていないものを持っている	
<input type="checkbox"/> 友達を中傷する言動が目立つ	

相談窓口一覧

相談窓口名称（運営主体）	電話番号	開設時間	備考
いじめ110番 （横浜市教育委員会）	0120-671-388	24時間（年中無休）	
一般電話相談 （横浜市教育委員会）	045-671-3726	月～金 9:00～17:00 （年末年始を除く平日）	子どもの不登校・友人関係・学習・進路・セクシャルハラスメントなど、いっしょに考えます。
横浜市青少年相談センター （横浜市子ども青少年局）	045-260-6615	月～金 8:45～17:15 （年末年始を除く平日）	おおむね15歳から40歳代の青少年に関する総合的な相談並びに青少年の自立、及び社会参加の支援を行っています。
子どもの人権110番 （法務省・法務局）	0120-007-110 フリーダイヤル	月～金 8:30～17:15 （年末年始を除く平日）	いじめ・体罰・児童虐待など子どもの人権に関する相談を受けています。
	インターネット 【人権相談窓口】で検索	24時間 （年中無休）	住所氏名等を入力すると、後日、最寄りの法務局から連絡があります。
南部児童相談所	045-831-4735	月～金 8:45～17:15 （年末年始を除く平日）	（磯子・金沢・港南・栄・戸塚区）
いのちの電話 （日本いのちの電話連盟）	0120-738-556 フリーダイヤル	8:00～翌朝8:00 （毎月10日）	
横浜いのちの電話 （社会福祉法人）	045-335-4343	24時間 （年中無休）	
ユーステレホンコーナー （神奈川県警少年相談・保護センター）	0120-45-7867 フリーダイヤル	月～金 8:30～17:15 （年末年始を除く平日）	
子どもの人権相談	045-211-7700	毎週火曜日 13:15～16:15 （予約制）	予約受付時間 月～金9:00～17:00 深刻ないじめ、不登校などの相談（電話相談も可）